

## 条 例 見 直 し 調 書

|                       |  | 作成年度  | 平成 21 年度  |
|-----------------------|--|---|---|
| 条 例 名                 | 理容師法施行条例   |   |   |
| 条 例 番 号               | 平成12年神奈川県条例第 9 号   | 法 規 集   | 第 8 編第 6 章第 1 節   |
| 所 管 部 局 室 課           | 保健福祉部生活衛生課   |   |   |
| 条 例 の 概 要             | 理容師法の規定に基づき、理容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置、理容所について講ずべき衛生上の措置その他理容の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。       |   |   |
| 検<br>討                | 視 点  | 検 討 内 容   | 備 考   |
|                       | 必要性<br><br>(<br>現在でも<br>必要な条<br>例か。<br>)   | 本条例は、理容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、理容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。    | ・ 県所管域の施設数<br>平成 20 年度 1,650 施設<br>平成 19 年度 1,646 施設<br>平成 18 年度 1,671 施設<br>平成 17 年度 1,942 施設<br>平成 16 年度 1,999 施設 |
|                       | 有効性<br><br>(<br>現行の内<br>容で課題<br>が解決で<br>きるか。<br>)  | 本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、理容の業務における衛生を確保する上で有効なものであるが、衛生基準については、適宜改正の必要性について検討する必要がある。 | ・ 手数料収入<br>平成 20 年度 736,000 円<br>平成 19 年度 592,000 円<br>平成 18 年度 832,000 円   |
|                       | 効率性<br><br>(<br>現行の内<br>容で効率<br>的といえ<br>るか。<br>)   | 本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。<br>また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。   |   |
|                       | 基本方針適合性<br><br>(<br>県政の基<br>本的な方<br>針に適合<br>している<br>か。<br>)                              | 本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げた「神奈川県力構想」の施策の方向性に適合している。                    |   |
|                       | 適法性<br><br>(<br>憲法、法<br>令に抵<br>触しな<br>いか。<br>)   | 本条例は、理容師法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。                                       |   |
|                       | その他  |   |   |
| 見<br>直<br>し<br>結<br>果 | 改正・廃止の必要はない。<br><br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正を検討する。</span> | 理 由   | 特 記 事 項   |
|                       |  | 現行条例の運用上の課題は見受けられないが、衛生基準については、適宜改正の必要性を検討する。   | 県議会において洗髪設備設置義務付けについて請願が採択されている(平成21年3月)。   |
| 次回見直し予定               | 未定   | 見直し規定の有無  | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  |